

平成22年9月6日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時12分 開会)

(出席議員 16名)

1番	南	政夫
2番	橘	照茂
3番	下池	外巳造
4番	須磨	隆正
5番	越後	敏明
6番	田中	正文
7番	寺岡	真貴子
8番	富澤	軒康
9番	櫻井	俊一
10番	林	一夫
11番	松浦	恒義
12番	戸坂	忠寸計
13番	小田	芳治
15番	久木	拓栄
17番	山本	辰榮
18番	稲村	幸雄

(欠席議員)

16番 木村正男

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	小泉勝
副町長	山王竹夫
教育長	穴田實
総務課長	寺尾隆之
富来支所長	小谷正衛
企画財政課長	新田辰巳
情報推進課長	飯田幸雄
税務課長	藤田好博

住 民 課 長	石 川 喜 治
子育て支援課長	狩 野 博
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	柴 田 一 廣
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	吉 村 收 市
建 設 課 長	細 川 一 元
上下水道課長	平 野 敏 一
富来病院事務長	高 瀬 清
会 計 管 理 者	堤 谷 一 博
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	中 村 久 明

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	宮 田 貢
書 記	西 清 孝

(議事日程)

- 日 程 第 1 町長提出 議案第 8 5 号ないし第 1 1 3 号、及び、認定第 1 号ないし第 1 3 号並びに町政一般 (質疑、質問)
- 日 程 第 2 町長提出 議案第 8 5 号ないし第 1 1 3 号、及び、請願第 1 号及び第 2 号 (委員会付託)
- 日 程 第 3 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出 認定第 1 号ないし第 1 3 号 (委員会付託)
- 追加日程第 1 委員辞任の件
- 追加日程第 2 議会運営委員の選任の件

(開 議)

田中 正文議長 ただ今から本日の会議を開きます。

1 6 番 木村 正男君から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

議会だよりの掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議案第85号ないし第113号及び認定第1号ないし第13号並びに町政一般

(質 疑 、 質 問)

田中 正文議長 続いて、町長から提出のありました、議案第85号ないし第113号、及び認定第1号ないし第13号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行ないます。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。

本日の質疑及び一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第一項の規定によって、執行部側の答弁も含め、概ね30分以内とします。

それでは、発言を許します。

7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 おはようございます。7番 寺岡 真貴子でございます。

先週末、全8回の日程で終了したタウンミーティング等の機会を通じても説明があった通り、今後一層、財政状況は厳しさを増す予測であり、行財政改革の重要性はいや増すばかりです。行財政改革も第1次に引き続く第2次集中プランに基づき着実に進められる方向にありますが、かといって、あれもこれも削減・縮減ありきでは、将来に希望が持てないし、また厳しい状況が続く地域経済、地域産業にも光が差さない。タウンミーティングでは様々な意見があったが、やはり、雇用の場、働く場所を求める町の声がとても強いものだったと感じました。

そこで、質問。地域の経済・また雇用の状況をどのように認識し、企業誘致なども含めてその対策について、町長はどのようにお考えでしょうか。

円高の進展もあり、さらに拍車がかかる製造業の厳しさからいっても、企業誘致が容易ではないどころか、既存の企業にとっても大変厳しい経済状況が続いています。当然、雇用確保という観点から、現在ある産業・企業の振興・保護が要になってきます。県も9月補正で公共投資の確保や経営・雇用のセーフティネットの拡充強化に関する事業を盛り込んでいます。

工業団地をはじめとして、町内での雇用確保という観点からいえば、企業が一度撤退を決めると行政の関与できるところではなくするのは、これ

までの例をあげてもきりがいいことからも、立地企業に対しては、日ごろから連絡を密にし、志賀町に立地して良かったと具体的に感じていただけるように信頼関係を醸成すべきであります。工業団地をはじめとする製造業に限らず、既存の産業・既存の雇用の振興・保護について、町長のお考えをお伺いいたします。

投資的経費は、21年度が当初予算で24億6千万、本年度が6億7千万でありました。補助事業、町の単独事業ともに各大型事業の終了に伴う大幅な減額であり、この公共投資総額の落ち込みは、国の公共事業の在り方と、また行財政改革の流れからみても致し方ないものとはとはいえ、地域経済にとっては厳しい状況が続くわけでありました。箱モノを作るような余裕はわが町には残されておられませんし、国県補助事業の割り当ても厳しい状況が続きますが、下水道等の生活基盤整備の前倒しや、道路橋梁や水道施設、町内各種施設の維持・更新・改良、長寿命化対策などの事業枠を増やすように努力すべきだと考えますが、公共投資についての町長の考え方をお伺いいたします。

またその公共事業にかかわる入札では、公正公平で効率的な制度であることは大前提として、さらには地元業者の優先を通じて地元企業を保護育成すること、また良い仕事をする企業が報われる制度作りに努めなければならぬと考えます。今年度の入札では最低制限価格を割り込む事業者が多く、かつ、最低制限価格ぎりぎりでの同じ価格でのくじ引きによる応札も増えているように思います。品質確保の観点からも安ければいいと言い切れるものではないのが公共事業であります。全国的には落札率の引き上げや変動性の最低制限価格制度の設定、また地域要件を強化するなどの施策が広がりつつあるようではありますが、いずれにしても、本町の入札制度を、今一度評価・検証し、必要に応じた改善策を講じるべき時期にあると考えます。事業者側の意見や関係機関の意見も取り入れられるように、外部有識者を入れた入札制度を評価・検討する委員会を立ち上げ、よりよい入札制度を目指していただきたいと思いますと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

次に基金の取り扱いについてお伺いいたします。今定例会で計上されて

おりますが、国の地方交付税の交付額決定に伴い、地方交付税が4億5817万円の大幅減額で、総額18億183万円となりました。そのうち4億円を全額交付税措置されるという臨時財政対策債に組み替えたわけですが、あくまでわが町名義の借金は借金であります。また、本年度現在の国内外の経済状況を見れば、国の税収の伸びも期待できず、そのあおりで来年度も地方交付税は厳しいものになるだろうことが容易に予想されます。町長は、この地方交付税の減額と臨時財政対策債での対応について次年度以降の見通しも含めてどのように認識しておられるのかお伺いいたします。

今ほどお話ししましたとおり、地方交付税の状況も厳しい。志賀原子力発電所からくる大型償却資産税をはじめとする税収も今後年々大幅に減っていく、地域経済も厳しい、過疎高齢化も進む。緊縮財政へのプレッシャーは強いものでありますが、町民のみなさんが希望を持てるような新たな施策も展開し、地域間競争を勝ち抜いていかなければならないと考えます。

今現在、行財政改革集中プランに基づき財政調整基金や、特別地区財政基金等、各種基金を積み増ししておりますけども、積極的な地域づくり、経済・雇用対策のためには、必要に応じて、計画にとらわれることなく、有効に活用すべきだと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

また、地区自治振興基金については、少なくとも、現在のように、規定に則っているとはいえ、旅行にまで使えるような状況というのは、現在の町の状況から考えるとそぐわないのではないかと考えます。それぞれの地域のために有効に活用していただくことは大前提であると考えますが、この地区自治振興基金の各地区での運用についても、行財政改革の必要に迫られている町財政の現状を踏まえていただき、節約の知恵を働かせていただきながら運用していただくように、運用規定の変更も含め検討すべきであると考えますし、また、そのように各地区にお願いすべきであると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

7番 寺岡議員のご質問にお答えいたします。

まず、経済・雇用情勢についてであります。ハローワーク羽咋管内の最新の有効求人倍率は0.45と、管内の雇用情勢は昨年同時期から見ますと若干の回復基調にあるものの、まだまだ低迷が続いているところがあります。

こうした状況下で、ハローワークに登録し、求職活動をされている町民の方もかなりいると聞いており、大変憂慮しているところでもあります。

地域経済が活性化し、雇用の創出があつてこそ活気ある町づくりができると思っていますし、その意味からも企業誘致は、雇用の創出や税収の確保など、地域経済の活性化に繋がる即効性のある手法と言えます。

当町の企業誘致は、石川県及び中小機構の3者で「能登中核工業団地企業誘致推進協議会」を設置し、全国の企業の情報収集に努め、投資計画のある企業へは直接訪問をし、誘致活動を続けているところであります。

もちろん、厳しい経済情勢の中、新たな企業を簡単に誘致できるわけではありませんので、既存企業のサポート体制も含めた取り組みが必要だと考えています。

町では既存企業各社の実態を把握するため、個別に各企業の聞き取り調査を定期的実施し、雇用を守ることに全力を傾注しています。

立地企業の製品の中には、町内の他の企業で使用可能な製品もありますので、町として、そうした情報提供などもサポートを行い、できるだけ町内企業にビジネスチャンスが生まれ、ひいては企業に活気がでるような働きかけも行っています。

また、ご指摘のとおり企業が撤退を決めると、行政が直接関与できない面が多々あることから、日頃からの企業訪問等によって、事前に的確な情報を把握すると共に、企業に対しては行政として可能な協力をすることを伝え、フォローアップ体制を取って行きたいと考えております。

なお、時には、本社のトップの方との面談により意思疎通を図ることも必要かと考えておりますので、積極的に対応をしてまいります。

さらに、志賀町商工会、富来商工会とも連携して、セーフティネット貸

付などの窓口業務等による企業支援を実施しておりますし、昨年度は就職支援制度としてのパソコン研修なども実施し、企業が求める人材の確保も行って来ました。

また、町内の企業情報として、新規学卒者等に情報発信する手立てが乏しいことから、今後は町内企業の業務内容がわかる資料を作成し、的確な情報の発信手段を検討していきたいと考えています。

雇用状況がとても不安定な中、町民生活の基盤を確保する観点から、既存企業の動向を注視しつつも、新たな企業誘致対策も継続しなければならないと思っており、今後とも国、県や関係団体と連携しながらより適切に対応していきたいと考えております。

企業の発展と雇用の安定がなければ、町の安定もないと思っておりますので、今後とも議員各位のご協力をお願いいたします。

次に公共投資についてのご質問であります。昨今の経済状況の悪化は、大変憂慮すべき事態だと認識しております。

国では、平成20年度以降、緊急経済対策を矢継ぎ早に講じており、志賀町といたしましても国からの交付金を100%活用するとともに、町単独事業の早期発注など、町の経済の回復のために各種施策を積極的に実施してまいりました。

本年度におきましても、道路整備、下水道事業などの生活基盤整備や、公共施設の維持修繕事業については、市町村計画などにより計画的に実施することとしておりますが、事業の前倒しによる公共投資の大幅な増額は、財政的に厳しい状況であるといえます。

しかし、経済・雇用対策としての公共投資は喫緊なことでありますので、事業の必要性やその効果を考慮し、無駄・不必要な事業の見直しにより少しでも財源を確保し、経済・雇用対策としてメリハリの効いた事業を展開していきたいと思っております。

次に当町の入札制度につきましては、国又は県の入札制度を基本とし、その都度改正されてきたものですが、「国及び県の経営事項審査基準の見直しにより、従来の志賀町入札参加資格等級基準該当者に偏りが出ることが予想されたこと、また100年に1度と言われる景気低迷下において、

工事等の受注機会均等を図り、広く経済効果を浸透させ、1日も早い景気の回復を目指す」という理由で平成21年度に一部改正されたものであります。

このように入札制度の改革・改善を行う場合には、その時々々の社会情勢に見合うよう、また地元業者の育成や当町の入札参加業者への受注機会均等を図る等、公平公正を基本として改正を行っております。

さて、現行入札制度を評価・検証し、必要に応じた改善策を講じるべきだとの質問についてですが、当然、入札制度については必要に応じ評価・検証しなければなりません。また、その評価・検証により現状に合わない制度であれば改善を講じていくべきであると考えており、私自身は、入札制度の改革を行っていく考えであります。

また、外部有識者を入れた評価・検討する委員会の設置については、今後、改革・改善の準備段階において検討させていただきたいと思っておりますので、御理解の程をお願いいたします。

次に基金の取り扱いについてであります。国の地方交付税交付金については、現在のところ、高齢化による社会保障費関連の伸びはありますが、前年度同水準が見込まれています。また、交付税特会の原資については、景気の大規模な回復が見られておらず、今年度と同水準が見込まれています。

志賀町における地方交付税の算定は、合併算定替えにより、旧町単位で算定することとなっております。

旧志賀町分については、本年10月1日に行われる国勢調査の結果、人口、また、法人税収の推移にもよりますが、現在のところ、平成23年度においても不交付が見込まれております。

また、旧富来町分については、基準財政需要額及び基準財政収入額において大きな変動要素はありませんが、算定にあたっては、旧志賀町と同様、国勢調査の人口が反映されます。現在、新聞等では、志賀町の人口が22,000人程度に減少することが報道されました。これを基に旧富来町分の人口減少率を推測して交付税を算定した場合、基準財政需要額で、5～10%程度の減額となることが予想されているところであります。

臨時財政特例債につきましては、地方交付税の交付不足額を、臨時財政

特例債に振り替えて、町が借入れをし、その借入額については、後年度に補てんがなされるものでありますが、今後の予算編成にあたっては、あくまでも、安易に借入限度額を起債するということではなく、事業の優先度や効果を検証した上で、必要な額を借り入れるということで考えております。

町の一般会計に属する基金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金が設置されています。これらの平成21年度末残高は、

財政調整基金	17億8,932万2千円、
減債基金	7億165万3千円、
その他特定目的基金	66億5,915万2千円

となっております。

財政調整基金については、特定目的基金を充当することができない公共施設の大規模改修など、多額の費用が予想される事業費に充てるための財源調整のため、今後も財源の状況を見ながら積み立てを行って参りたいと思っております。

また、減債基金につきましては、平成21年度末の公債残高が一般会計で約170億円、全会計では、約361億に上っているという状況に鑑み、今後、重点的かつ計画的に起債の繰り上げ償還を行うため、その財源として確保し、健全な財政運営を築いて参りたいと思っております。

その他、特定目的基金につきましては、合併協定を遵守するとともに、第二次志賀町行政改革大綱・集中改革プランに沿って、計画的に積み立てを行い、有効に活用していきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

次に、地区自治振興基金についてであります。

この基金は、ご承知のように、志賀原子力発電所立地による地元還元策の1つとして、先進地である愛媛県伊方町の事例にならい平成6年度から実施してきたもので、運用開始後、はや16年が経過しております。

各地区では、地区自治の振興に資するべく公共事業の地元負担金や地区行事などへの充当を主なものとして、例年申請しているところであります。

使途についての制約がありますが、平成21年度から補助金の交付要綱

を改正し、食糧費や旅行等の使途の制限を規定しておりますし、建設事業などの多額の事業では、工事業者への価格交渉の指導なども申請時に行っており、限られた交付期間と限られた金額の中でなるべく多くの事業を実施して地区の自治振興につながるよう指導しております。

議員がご指摘される旅行については、いくつかの地区において、区民の知識習得や親睦を図るべく、研修旅行が実施されております。

私も旅行に使用することには疑問を持っておりますので、今後もさらに要綱の見直しを行いたいと思います。

新町合併後、この基金をめぐり、富来地域の方々には、不均衡を感じさせていると思いますが、合併協定の中に盛り込まれております「志賀地域の振興に資する基金」の1つとして、この地区自治振興基金があることも事実でありますので、基金制度の是非については、ご理解をいただきたいと思います。

以上で、寺岡議員への答弁を終わります。

田中 正文議長 7番 寺岡 真貴子 君。

寺岡 真貴子議員 はい、議長。

再質問をいたします。

今回、私は地区自治振興基金のご質問をいたしました。もちろん、地区自治振興基金や特別財政基金の確保は合併協定項目であり、また志賀地域のみなさんが原子力発電所の立地に至るまで、また今日に至るまで、それだけの負担を背負った代償であるとの考え方についても十分に認識をしております。今回、このような提案をいたしましたの、それだけ聖域なき改革が必要な状況に迫られているということであり、志賀町に住んでおきたいけども、働く場所がないので町から出て行かざるを得ないと、そういう悲惨な状況を生まないように、行政改革をしっかりと進めて、削減した分を、それを積極的な地域活性化策にあててほしいとの切なる願いから、いくつかの質問をさせていただきました。

実際、これまでの地区自治振興基金にまつわる議論は、先ほど町長の答弁にありましたとおり、富来地域から志賀地域との格差があるから、これを是正しないといけないと、地区自治振興基金と同様のものを富来にも作

れとそういうものが主であったかと思います。そうではなくて、志賀も富来もない、本当にいま町が少しでも元気が出るように、一人ひとりが何ができるのか、どんなアイデアがあるのか、また知恵を出し合い、力を出し合い作っていくべき時だと考えております。そうした聖域なき改革という観点からいえば、議会でも同様に議員定数の削減を議論せねばならない時を迎えているとも考えております。ともかくも、しっかりと行革を進めて無駄を排除し、その分をしっかりと町民の皆さんの希望が持てる町独自の魅力作りへ、安心して暮らすことのできる町作りへ、限られた財源の選択と集中、メリハリある予算編成ということ、町長答弁にもありましたけれども、この点について本当にしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いいたします。わたくしたちの町にとって大きな資源はやっぱり恵まれた農産物や水産物、海 山 自然であるかと思います。特に農林水産部門では補助事業がメインになって、どうしても全国どこへいっても横並びの取り組みが目立つように考えます。やっぱり町独自の志賀町モデルの一次産業振興策にうっていただきたいと考えますし、また交流人口が増えるような自動車網の整備や、新幹線の開業効果に乗り遅れないような積極的な取り組みも欲しいと考えます。また、先ほど質問いたしましたとおり製造業や建設業などの雇用確保にも抜かりがあってはならないと考えます。町民皆さんが希望を持てるような、メリハリある23年度の予算編成をしっかりと町民の皆さんの声を反映しながら、残された半年、これからしっかりと庁内で議論をしていただきたいと思います。町独自の活性化政策や魅力ある町作りについて、またメリハリのきいた新年度、23年度の予算編成について、町長の考えや強い決意を今一度お聞かせ願いたいと思います。私の再質問を終わります。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

寺岡議員の再質問にお答えします。

まず、自治振興基金であります。先ほどもお答をしましたように、合併協定の中に盛り込まれております「志賀地域の振興に資する基金」の1つとして、この地区自治振興基金があることは確かでありますので、この

ことについては先ほども言いましたが、今後さらに要綱の見直し等を行っていきたいと思います。また、議員の皆様方のご理解があれば、制度そのもの見直しも検討の課題ではないかと考えておりますので、今後さらに考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

そして、23年度の予算の今後の取り組みについてということですが、23年度もさらに切り詰めるところは切り詰める。しかし、その切り詰めた財源によって新たなことをし、地域の皆さんが活力を持てる、元気が持てるような予算編成に取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆様方のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上で再質問の答弁といたします。

田中 正文議長 1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい、議長。

おはようございます。

記録的な暑さとなったこの夏はまさに酷暑で、9月になっても衰えず、しばらく残暑が続くようですので、皆さん引き続き身体に気を付けていただきたいと思います。

我が家では、昼夜を問わずエアコンをつけ続け、先月、今月の電気料金はいかばかりかと心配しているところであります。と同時に、我が国の電力需要もどのくらい記録を伸ばすのか注意深く見守っております。

さて、こうした電力需要が高まる中で、当町に立地する志賀原子力発電所にも、核燃料サイクルの流れが押し寄せ、さる6月には北陸電力が県と当町に対しまして、志賀原子力発電所へのプルサーマル実施の事前協議の申し入れがなされたところです。

核燃料サイクルは、国際社会の一員として避けては通れない課題であり、エネルギー資源の確保や、発生するプルトニウムの平和利用のため必要な政策と考えております。

そこで私は、国の政策でもあるプルサーマルにより、立地町にもこれを契機とする地域振興策があってもいいのではないかと思い、数点の質問をさせていただきます。

ご承知のように、当町には、現在2基の原子炉が稼働しております。建

設計画ではこれ以上増えることはありませんが、これまで40有余年にわたり地域とともに歩んできた原子力発電所は、立地に至るまでは幾多の混乱と犠牲があり、立地集落の対立により、秋祭りが開催できないなど、不幸な時期もありました。

このような、先人の労苦の上に現在の志賀町の繁栄があるわけで、我々後進の者としましては、先人の労苦を忘れず、また後世に伝えていかなければならないと思います。

現在はそのおかげで地域経済は潤い、発電所と切り離すことはできない関係になっております。例えば、建設や物品等の受注、定期検査における作業員の宿泊・飲食などの経済効果が大きく、直接・間接的消費により町経済の底上げをしていると感じております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、建設は2基まででありますので、このプルサーマルは最後の大きな転換計画で、我々地元民としましてもこの計画による地域への振興策に期待を寄せるものであります。

原子力発電所は、核を扱う以上、事故やトラブルが発生しますと電力会社ばかりか立地町にもイメージダウンや風評被害などの影響を及ぼすため、立地の経済効果は、こうしたトラブルにより一瞬にして逆転するという危険因子をはらんでおります。一步間違えれば負の遺産ともなりかねない特性があります。こうしたことから、適正な運転による安全・安心の確保は当然のこととして、恒久的に恩恵を享受し、共生を図っていくためには、目に見える経済効果だけではなく、住民の意識に植えつけることのできる心理的な施策が必要でないかと思っています。

それには、住民の心の支えというか、住民が誇ることでできる施策が必要だと思います。例えば、全国を視野とする原子力専門員を養成する学校を電力会社と自治体が協力して設立し、全国から優秀な学生を募り、また、地元からも優秀な学生を輩出し、全国の発電所や原子力関連施設に送ることのできるエキスパートを養成することで、町が全国に誇ることでできる学校が存在することにより、町民意識の向上と、発電所との共生が実現できるのではないかと思います。その他、全国規模で優秀な原子力技術者や研究者が集うことのできる施設などがあります。町長はこうした先進的な

共生策についてどうお考えになられるでしょうか。

また、併せて先進地の玄海原発では、プルサーマルの実施により、核燃料税が倍増しており、当町においても県に対し倍増分の立地町への配分を強く求めるべきだと考えます。さらに、町税として一度は検討した使用済み核燃料税の創設に向けた取り組みを行い、将来の財源不足に備えていただきたいと思います。町長は、行財政改革により事業の取捨選択で財源を捻出しようとしておられますが、新しい財源の確保についても併せてお考えいただきたいと思います。

さらに、こうしたプルサーマルを契機とする地域振興策について、現在の「まちづくり委員会」とは別に、各界各層からなる審議会を立ち上げ、論議していただきたいと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願います。

また、副町長が県庁出身者でございますので、このプルサーマル実施後の核燃料税の配分については、就任されている間に知事との太いパイプを生かして、その道筋をつけていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。副町長の意気込みをお聞かせ願います。

以上、私の質問を終わります。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

1 番 南議員のご質問にお答えいたします。

まず、原子力専門員の養成学校の設立についてのご質問であります。

国では、大学及び高等専門学校における原子力の人材育成の充実を図るために、平成19年度から文部科学省と経済産業省が連携して、「原子力人材育成プログラム」を策定し、大学などでの原子力の基礎分野の研究促進、教育研究炉を活用した実践的な教育を支援しております。

また、独立行政法人 日本原子力研究開発機構が茨城県東海村に開設している「原子力人材育成センター」では、研修棟の他、ラジオアイソトープの製造棟、実験炉、各種測定・実験機器を備えた実習施設なども完備されており、電力会社を含む民間、大学、公務員などの原子力技術者の養成、原子力関連の国家試験受験講座の開設もしております。

このように、原子力関連の人材育成については、国の施策として取り組

んでおり、多額の設備投資と高い専門性を持つ教育環境の整備が必要であることから、現時点では、町と電力会社での学校設立は大変難しいものと考えております。

しかしながら、電源立地町で生まれ育った児童生徒には、原子力や電気に興味を持っていただくことはたいへん大切な事でありますので、今後も教育や地域経済など様々な形で発電所との共生について智恵を出していき、町民意識が向上し、そして発電所と共生していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

核燃料税につきましては、本年4月1日現在、13道県が核燃料税を課税し、その内、市町村に対して交付金または補助金としてルール化し配分しているのは10道県であり、石川県、青森県、鹿児島県は配分されておられません。

また、中でも玄海町では、プルサーマル導入に際し、平成21年度から5年間、1億5千万円を佐賀県より交付金として定額配分されていると聞いております。

志賀町といたしましては、平成4年度より石川県に対して、再三、核燃料税の配分を要望してまいりましたが、実現されていないのが現状であります。

しかしながら、ご指摘のとおり、プルサーマル導入により核燃料税は、増加が見込まれていますので、今後も、あらゆるパイプを通じて石川県に対して、配分の要望を続けていきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、志賀町議会としても石川県に対して要望していただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

使用済み核燃料税の創設への取り組みを行い、将来の財源不足に備えてほしいとのご質問であります。

南議員の質問のとおり、平成18年度から平成21年度までの第1次集中改革プランの中で、新たな財源の研究として、使用済み核燃料税の導入について検討しておりましたが、平成20年の北陸電力の経営は、原子力発電所2号機は運転したものの、発電所1号機の運転計画は不透明な状況

にあり、また、原油価格の乱高下、世界同時不況の影響等もあり、北陸電力の業績の予想は厳しい状況となっております。

このような、状況下となったため、使用済み核燃料税の導入について、検討を一時中断しております。

使用済み核燃料税の課税については、現在、原子力発電所立地市町村の内、法定外普通税として薩摩川内市、及び法定外目的税として柏崎市の2市が導入し、柏崎市については、県からの核燃料税の配分も受けているのが現状であります。

本町では、使用済み核燃料税の導入の可否の検討については、南議員からのご質問にもありました、石川県からの核燃料税の配分の推移を見守りながら、検討をしていきたいと考えておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次にプルサーマルを契機とする地域振興策についてであります。

ご質問の件につきましては、8月30日付けで、志賀町商工会から、地域共生としての電源立地に伴う地域振興策を計画するため、町、議会、産業界、各種団体をメンバーとしたプルサーマル対策協議会の設置についての要望書が提出されています。

電源立地による地域振興については、私の重要な政策課題のひとつであり、ご承知のとおりタウンミーティングや、町長談話室、まちづくり委員会などで、各階各層の方々のご意見を伺っているところであります。

また、プルサーマルを契機とした地域振興についても、町として、北陸電力に対して協力をお願いしたいと考えております。

以上で、南議員への答弁を終わりたいと思います。

田中 正文議長 山王副町長。

山王 竹夫副町長 はい、議長。

南議員のご質問にお答えいたします。

県出身者なのでプルサーマル実施後の核燃料税の配分について、県とのパイプをいかした道筋への意気込みはどうかとの質問でございます。

私は県職員として30有余年に亘り、石川県民のために働いて参りました。

その間、東京事務所をはじめ、企画課や文化振興課のほか、白山麓の吉野谷村や鹿南合併協議会事務局への出向など、いろいろな部署に配属となり、そして本年4月1日に志賀町副町長に就任する直前には、企画振興部新幹線・交通対策監室にいた関係から、石川県の地域振興施策に携わってまいりました。

特に、私自身が珠洲市出身であることから、とりわけ能登地区の市町の活性化には大変関心を持っておりました。

能登地区の全市町は、少子高齢化が顕著であり、それぞれ地域の活性化を図るために並々ならぬ苦勞をしているのが手に取るようにわかる中において、志賀町は、県内唯一の原子力発電所の立地町であり、これまでと同様、町の地域振興を進めるうえで電源立地町としてのメリットを最大限に活かすことが重要であるものと考えております。

このようなことから、石川県が課税している核燃料税を町の地域振興事業のために交付してもらうこともその一つだと考えられますので、微力ではございますが、志賀町のため可能な限り尽力いたしますので、何卒議員各位におかれましてもご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁いたします。

田中 正文議長 1番 南 政夫 君。

南 政夫議員 はい、議長。

質問の4点目のプルサーマルを契機とする対策協議会について、立ち上げていただけるか、いただけないか、そこを明確に答弁をいただきたいと思っております。お願いします。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

南議員の再質問にお答えします。

プルサーマルを契機とする地域振興策の1つとして、志賀町商工会からの地域共生としての電源立地に伴う地域振興を計画するため、町、議会、産業界、各種団体をメンバーとしたプルサーマル対策協議会の設置を考えているかどうかということではありますが、それも1つのアイデアだと思いますが、私どもとして、まず町としてどのようなことができるか。そして

皆さんとも相談をしながら、そのようなものも協議会を立ち上げていくべきかも考えながら、検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

田中 正文議長 5番 越後 敏明 君。

越後 敏明議員 はい、議長。

おはようございます。2つの項目について質問させていただきます。

まず、借受財産の解消について関連して3点ばかり質問いたします。町税の中に固定資産税は税の基幹をなして、その扱いは平等で公平に負担されるべきものかと思えます。現在、富来支所、富来病院の固定資産税約270万円が借地代金として相殺されていますが、これは一般納税者の目から見て、このような取り扱い方はあるべき正常な姿には見えないのではないかと思います。町長お考えはどのようなものでしょうか。

次に、新志賀町が誕生して5年間の第1次集中改革プランが経過し、本年度よりさらに向こう5年間の第2次集中改革プランが策定されております。町の予算で歳入面でこれからは大幅な減少が見込まれ、本年度補助金1割カットの声も聞きます。このような状況の中で、年間約2300万の借地代金が依然として支払われ続けております。はたして、このことは町民目線に沿うものでしょうか。

第2次集中改革プランには、借地解消が計画されているが、具体的に本年度の予定はどうなっているのか。また、借地解消の方針は既に決定しているにもかかわらず、5年計画の現状調査の実施と計画されております。これはいったいどういう事でしょうか。お答えください。

次いで、本所・支所方式で合併しまして5年経過したわけですが、富来支所ではこれまで維持管理経費の削減を目指して、業務の集約を計ってきた。けれども、本年、西山台交流センターへ入居し集約される予定の(株)志賀町振興サービス、社会福祉協議会等の本部が富来支所へ移転しました。借地を解消するためにも支所の業務は拡大せず、最小維持に努めて、まず借地の解消につとめるべきではないかと、このように思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

次いで、(株)志賀町振興サービスの経営についてお尋ねいたします。先日、

開催せられましたタウンミーティングでは町長は町の施策方針として「官から民へ」と答弁されておりました。本年度より町財政改革の一端として、志賀町公共施設管理公社と富来観光産業公社が統合して、(株)志賀町振興サービスが会社設立しております。それぞれの前年度決算では、志賀町管理公社は約2700万円の営業利益を計上して町へ寄付し、他方、富来観光公社は約1200万円の赤字計上です。町にとって、将来新たな財源確保が困難な時、旧富来観光公社の業務をできる限り分離し、別会社に民営化する方が活性化を生み、(株)志賀町振興サービスの安定経営につながってくると思いますが、どうお考えなのか質問いたしまして、私の質問を終わります。

田中 正文議長 小泉 町長。

小泉 勝町長 5番 越後議員の質問にお答えします。

まず、借受財産の解消についてであります。

富来支所、富来病院の敷地については、越後議員のご指摘のとおり、個人あるいは法人等が所有している土地に固定資産税を課税していないのは不公平に感じるかも知れませんが、これらの土地は町が無償で土地所有者より公共施設用地として貸付けを受けております。

この場合地方税法の規程によって「固定資産税を課することができない」となっておりますので、当該土地を「非課税」として取り扱っているものであり、ご理解下さるようお願いをいたします。

なお、地方税法のただし書で、有償で借り受けた場合には、当該固定資産を所有する者に税を課することになります。

次に、借受財産の解消に係る本年度の具体的な取り組みですが、越後議員ご指摘のとおり借受財産の取扱いにつきましては、合併協議会でも議論されるなど、将来的な財政負担を考慮しますと非常に重要な課題であると認識しております。

このため、第2次集中改革プランにおきましては、「借受財産の解消」だけでなく、借地に建設されている公共施設の統廃合も併せて検討する必要があるため、「公共施設のあり方の見直し」を含めて、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

本年度の具体的な取り組みにつきましては、町の「施設分析実施方針」を策定し、借受財産の今後の方針を含む「公共施設分析調書」を作成いたします。

現状調査につきましては、公図による現地の確認及び写真撮影による施設の状況確認などを併せて指示する予定であります。

その後、分析調書及び現況調査に基づいて、施設の概要、管理運営の状況、収支分析、今後の方向性などを詳細に調査・検討し、行政改革推進本部で「借受財産の解消」及び「公共施設のあり方」の基本方針を取りまとめしていく予定であります。

借受財産の解消につきましては、これまでも「魚のいない水族館」、「領家町第1住宅」、「勤労者体育センター駐車場」などで借受契約の解除に取り組んできました。今後は、施設の統廃合を含めて重点的に取り組んでまいりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、借地の解消のため、富来支所内の事務所を最小限にするべきといったご質問であります。

本年4月に、富来支所周辺の活性化の観点から、志賀町振興サービス、志賀町社会福祉協議会及びシルバー人材センターの事務所を移転したものであります。

当該借地は、現在、無償で借り受けており、支所のほかにも活性化センターや富来図書館も併設されております。

町としては、周辺の活性化と合わせ、施設の有効利用についても努めていくべきとも考えております。

先ほども述べさせていただきましたが、本借地の解消にあたっては、富来支所及び併設施設のあり方を併せて検討し、計画的に取り組むべき問題と考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、志賀町振興サービスの安定経営についてのご質問であります。

本年度より志賀町振興サービスに統合した、旧富来観光産業公社が行っていた公共施設の管理運営業務は分離して別会社にするなど、できるだけ民営化にする方が志賀町振興サービスの安定経営となり、また町活性化につながるのではないかとのことですが、現在、志賀町振興サービスでは

「公の施設」12件を指定管理者として管理運営しており、指定管理の期間は本年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。

なお、指定管理者制度の目的でございますが、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」とされています。

さて、志賀町振興サービスから、観光施設の管理運営部門を分離してはどうかといったご質問ではありますが、この指定管理期間中に、施設運営の赤字を理由に一部の施設を分離することはできないため、平成26年度までは現在の体制で受託してまいります。

また、町といたしましては、今後「公の施設」の指定管理者の選定については公募し、応募者の中から最も適しているものを選定していきたいと思っており、その際に観光施設の管理を希望する法人等があれば、振興サービスの組織変更も検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、志賀町振興サービスは、株式会社の経営理念である自主自立の精神により、民間の経営手法による効率化とコスト削減、町民サービスの向上を図り、常に「公の施設」を管理運営していることを念頭に置き、経営の健全化はもとより、地域の活性化にも貢献できるものになりたいと考えておりますので、ご理解下さいますようお願い申し上げます。越後議員への答弁とさせていただきます。

田中 正文議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結いたします。

日程第2. 町長提出 議案第85号ないし第113号、及び、請願第1号及び第2号
(委 員 会 付 託)

田中 正文議長 続いて、町長提出 議案第85号ないし第113号、請願第1号及び第2号をお手元に配布の議案付託表のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会に付託いたします。

日程第3. 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出 認定第1号ないし第13号

(委 員 会 付 託)

田中 正文議長 続いて、決算特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。

町長提出 認定第1号ないし第13号、平成21年度 一般会計ほか12会計の決算につきましては、9名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決定しました。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布の名簿の議員を指名いたしたいと思います。

お諮りいたします。

お手元に配布の名簿のとおり、南 政夫 君、下池 外巳造 君、越後 敏明 君、冨澤 軒康 君、桜井 俊一 君、林 一夫 君、戸坂 忠寸計 君、山本 辰栄 君、稲村 幸雄 君をそれぞれ指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時、休憩をいたします。

(午前 11時06分 休憩)

(再 開)

(午前 11時27分 再開)

(出席議員 15名)

1番 南 政 夫

- 2番 橘 照 茂
3番 下 池 外巳造
4番 須 磨 隆 正
5番 越 後 敏 明
6番 田 中 正 文
7番 寺 岡 真貴子
8番 富 澤 軒 康
9番 櫻 井 俊 一
10番 林 一 夫
11番 松 浦 恒 義
12番 戸 坂 忠寸計
15番 久 木 拓 栄
17番 山 本 辰 榮
18番 稲 村 幸 雄

田中 正文議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

決算特別委員長 越後 敏明 君、

同副委員長 南 政夫 君、

以上のとおり選任された旨、報告がありました。

続いて、休憩中、小田 芳治 君から、一身上の都合により、議会運営委員を辞任したい旨、申し出がありました。

お諮りいたします。

小田 芳治 君の議会運営委員の辞任の件を、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、小田 芳治 君の議会運営委員の辞任の件を、追加日程第1と

して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1. 委員辞任の件

田中 正文議長 小田 芳治 君の議会運営委員の辞任の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、本件は、許可することに決定しました。

小田 芳治 君の入場を求めます。

(小田 芳治議員 午前 11時29分 入場)

田中 正文議長 以上の結果、議会運営委員に欠員が生じたので、この際、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任の件を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第2. 議会運営委員の選任の件

田中 正文議長 議会運営委員の選任の件を議題といたします。
お諮りいたします。

議会運営委員につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、戸坂 忠寸計 君を、指名いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決定しました。

(休 会)

田中 正文議長 次に、休会の件について、お諮りします。

委員会審査等のため、明7日から14日までの8日間は、休会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

田中 正文議長 異議なしと認めます。

よって、明7日から14日までの8日間は、休会することに決しました。

次回は、9月15日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

(午前11時30分 散会)
